

国立公文書館所蔵『文保三年記』

石 附 敏 幸

“Diary 1319 by secretarial staff of Kofukuji Temple” in the possession of
National Archives of Japan

ISHIZUKI Toshiyuki

【解題】

本書は、国立公文書館内閣文庫に納められている興福寺大乘院文書の一冊である。八寫幸子氏の作成された目録では次のように紹介されている。¹⁾

文保三年記（文保元応之記）（全一冊）

一冊〔古二六一五〇九〕

縦 二九・〇 cm 横 二三・〇 cm 紙数 四四枚

原表紙 外題「文保三年記」

大乘院

本文 文保三年

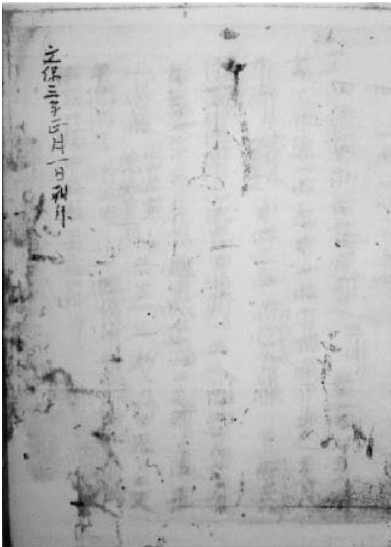
筆者 懷憲

時代 鎌倉時代

紙背文書あり（第三紙のみ）

本書の内容については、文保三年（一一三一九）正月元旦の朝拝から同年（元応元年）十二月晦日の大供分配等まで、興福寺関係の記事を中心に一年間にわたっている。当時の興福寺別当は一乗院の良覚だが、十二月に東北院の覚円に交替しており、その交替に際しての印鑑渡の儀については本書でも詳しい記載がある。本文中の訂正・補筆の多さなどを勘案しても、本書が鎌倉期の原本であることは間違いないと思われる。但し表紙三枚は後補である。補表紙と後補表紙題簽に「文保元応之記」の署名が記されているが、文保三年（一一三一九）は四月二十八日に元応への改元が行われているので、それを考慮しておそらく近世以降の段階でこの題がつけられたのであろう。さらに原表紙は室町後期の大乗院門主尋尊によるもので（図1参照）、そこには「文保三年記」と書かれている。これが鎌倉期にまでさかのぼる原題であったかは判断出来ないが、一応、以下では『文保三年記』の名称を用いることにする。なお、後述する『群書類従』や『鎌倉遺文』でも『文保三年記』の称が用いられていることを付言しておく。

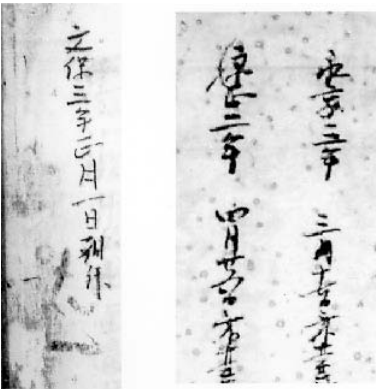
この冊子本は、後補の表紙二枚を別として、原表紙以降の各丁について左端中央に丁数が記載されている。前述の通り元表紙は尋尊によって付せられたもので、そこに「一」の数字を記しているから、『文保三年記』全体



(第一丁裏) ※左端に丁数「一」を付す

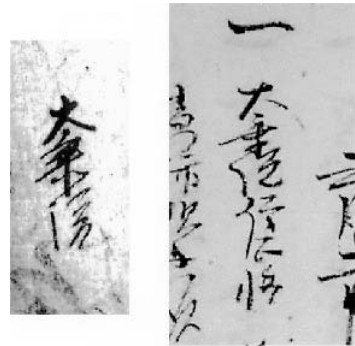


(第一丁表)



『尋尊大僧正記』一より

◎特に「年」の字体の類似



『尋尊大僧正記』一より

◎「大乘院」の字体の類似

図1 『文保三年記』原表紙(第一丁)の筆跡

に丁数を記載したのは尋尊だった可能性が高く、尋尊が鎌倉期の故実を知るために読み込んでいた文献の一つだったのではなからうか。今回の翻刻では、この各紙に付された数字に従って、(第一丁裏) (第一丁裏) … (第四一丁裏) というように表記し、釈文の所在を示すことにする。

『文保三年記』の記主は、八寫氏の目録に指摘されるように、当時、興福寺三綱だった懷憲である。八寫氏は特にその根拠を示されないが、内容を検討すれば容易に理解できる。『興福寺三綱補任』(『続群書類従』第四輯下(補任部))によれば、文保三年時の興福寺三綱の構成は上位から、上座法眼泰深・寺主法眼澄寛・寺主法眼円範・権寺主法眼懷憲・権寺主法橋琳乘・権寺主法橋実舜・都維那隆乘・都維那範乘・都維那経寛となっている。これと『文保三年記』の左の記載を照合していただきたい。

「出仕三綱、澄寛法眼・予・琳乘法橋・隆乘都維那・範乘都維那、五人也」(第二丁裏)

「三綱方、澄寛法眼・予・琳乘法橋・(破損により読めないがおそらく「実舜」の名があったはず)・隆乘都

維那・範乘、于時修理目代・于時公文目代・于時通目代・于時経寛、正月十九日・都維那快乘権」(第五丁裏(第六丁表))

「出仕三綱、澄寛法眼・円範、寺正・予・琳乘法橋・隆乘・快乘」(第三二丁裏)

「出仕三綱、澄寛法眼・円範、云々・予・琳乘・実舜・範乘、以上六人出仕了、隆乘・経寛京上云々」

(第三四丁裏)

すなわち役職の序列からみても「予」は記主が懷憲であることは明らかであろう。⁽³⁾『興福寺三綱補任』によれば懷憲はこのとき権寺主法眼の地位にあったが、そのことは『文保三年記』の記載でも確認される(第一五丁表、第一九丁表、第二三丁裏)。本書が大乗院に残されたのは、懷憲が大乗院方の坊官・侍だったためであろうが、

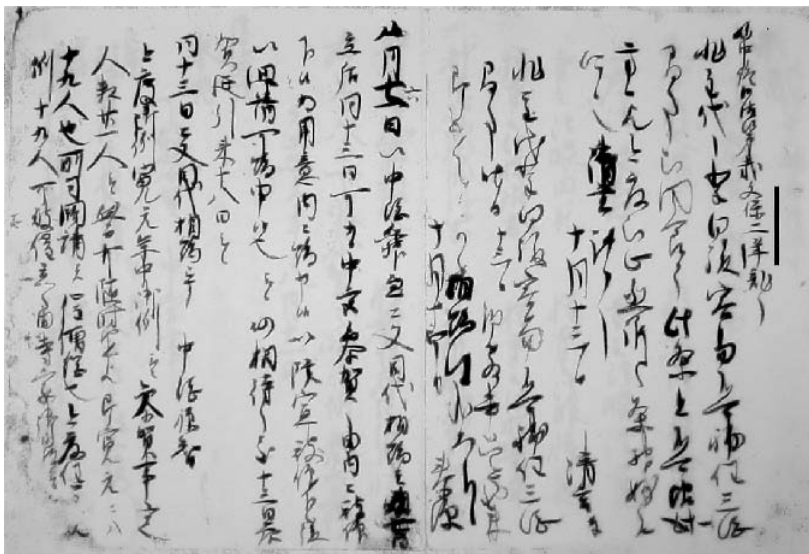
懷憲の出自など人物像の詳細は不明である。『興福寺三綱補任』によると懷憲は元亨二年（一三二二）四月に寺主となり、嘉暦二年（一三二七）九月に五五歳で死去している。よって『文保三年記』を記した時は四七歳だったことになる。三綱組織の中堅として繁多な実務をこなしていた様子はこの日記から十分に看取できる。鎌倉期の興福寺関係の日記としては歴代大乘院門主の具注曆記がよく知られているが、本書のような、実務担当者たる三綱の一年間の日記が、写しではなく原本として残されているのは、極めて貴重な事例といえよう。

この『文保三年記』に関しては、すでに竹内理三氏により、多くの文書が『鎌倉遺文』三五卷に収録されている。以下「内閣文庫蔵大乘院文書文保三年記」を典とする『鎌倉遺文』三五卷所収の文書名を列挙しておく。

- ① 「後宇多上皇院宣」（元応元年五月七日、一四〇頁、二七〇四〇号）
- ② 「檢非違使別当書状」（同年五月八日、一四〇頁、二七〇四一號）
- ③ 「関東使者奏聞条々事書」（同年閏七月二八日、一九四頁、二七一八二号）
- ④ 「関東使者奏聞事書」（同年閏七〜八月、一九八頁、二七一九七号）
- ⑤ 「琳重書状」（同年八月十日、一九九頁、二七一九八号）
- ⑥ 「後宇多上皇院宣」（同年八月十一日、一九九頁、二七一九九号）
- ⑦ 「後宇多上皇院宣」（同年八月十一日、一九九頁、二七二〇〇号）
- ⑧ 「延曆寺張本交名」（同年八月、二〇〇頁、二七二〇一號）
- ⑨ 「後宇多上皇院宣」（同年八月十二日、二〇〇頁、二七二〇二号）
- ⑩ 「中宮參賀廻請」（同年八月十二日、二〇〇頁、二七二〇四号）

- ⑪ 「中宮参賀廻請」(同年八月十二日、二〇一頁、二七二〇五号)
- ⑫ 「興福寺秋季八講追物支配状」(同年八月二十三日、二〇五頁、二七二一五号)
- ⑬ 「興福寺秋季八講初日追物支配状」(同年八月二十三日、二〇五頁、二七二一六号)
- ⑭ 「興福寺楽頭職補任状」(同年九月二十日、二一八頁、二七二四八号)
- ⑮ 「興福寺大垣修理支配状」(同年九月、二二三頁、二七二五八号)
- ⑯ 「興福寺維摩会宿直支配状」(同年十月四日、二二七頁、二七二七〇号)
- ⑰ 「清玄奉書」(同年十月十三日、二二八頁、二七二七四号)
- ⑱ 「泰源書状」(同年十月十四日、二二八頁、二七二七五号)
- ⑲ 「興福寺慈恩会進物支配」(同年十一月一日、二四二頁、二七二九九号)
- ⑳ 「尊經書状」(同年十二月二十四日、二六一頁、二七三四二号)
- ㉑ 「經憲書状」(同年十二月二十四日、二六一頁、二七三四三号)
- ㉒ 「經憲(?)書状」(同年十二月二十四日、二六二頁、二七三四四号)
- ㉓ 「某書状」(同年十二月二十五日、二六二頁、二七三四五号)

なお⑰と⑱の文書は『文保三年記』で「文保二年記了」として引用されている(図2参照)。ところが『鎌倉遺文』はそれを「文保三年記了」と誤って翻刻したために文保三年の文書としてしまった。⑰⑱は鎌倉後期の興福寺三綱の性格を知るうえで重要な史料であり、その系年は「文保二年」と正確に訂正されてしかるべきである。なお⑱の差出人は「泰源」ではなく「泰深」とすべきである。泰深は大乗院の有力な坊官であり、⑰の奉者であ

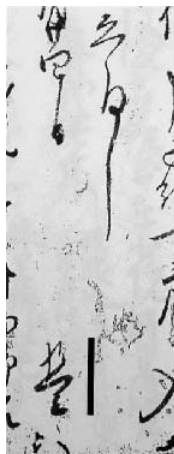


(第一四丁裏)

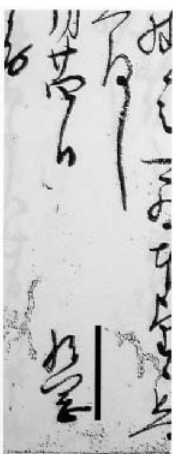
(第一四丁表)

※第1行目「文保二年」

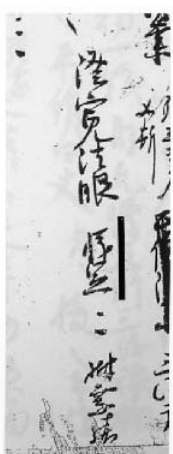
図2 「清玄書状」「泰深書状」



(第三九丁裏)



(第三八丁裏)



(第一九丁表)「懷憲」

図3 「懷憲」の字体

る清玄の叔父にあたる。⁽⁵⁾

また②②の書状の差出人を、『鎌倉遺文』では「経憲」とするが、竹内氏が②で「経憲(?)」と表記するよう
に判読が難しい。しかし『文保三年記』第一九丁表の「懐憲」の字体にやや似ており(図3参照)、日記の性格
を考慮して「懐憲」に訂正するのが妥当だと思われる。即ち興福寺別当の交替にともなう印鑑渡の儀に際して、
懐憲は三綱の職務として狛野荘の所役を催促し、その書状の内容を自身の日記に記録したものと考えられる。

このように『鎌倉遺文』に多数引用された諸史料は、『文保三年記』中での文脈を考慮しておかないと十分な
理解が困難なものである。

さらに『文保三年記』は『群書類従』第二十五輯(雑部一)にその一部がすでに収められている。採録されて
いる記事は主として、(a)東大寺八幡宮神輿の上洛、(b)延暦寺による園城寺の焼打ち、(c)琵琶の名器「玄上」の紛
失の経緯、などである。しかし興福寺関係者の日記からの引用という事実が知られていなかったようので、『群書
解題』第八では作者について「不明であるが、内容より見て後醍醐天皇(在位一三一八—一三三九)の時代の廷
臣であろう」と記述している。このような誤った推定は、記事の内容のみを手がかりとしている限りやむを得な
いものである。⁽⁶⁾ 南都興福寺の寺務執行機関に属する人物が、宮内内や京周辺の諸情報をこれほど詳細に書き留
めていることが意想外の事実だからである。

『文保三年記』を通読すると、三綱のメンバーが意外と頻繁に上洛していることに気付く。まず目に付くのが、
「衆徒使者」としての活動である。二月八日には円範と範乗(第八丁表)、三月二十八日には隆乗と快乗、五月
十一日には実舜と経寛(以上第九丁裏)、五月二十七日には記主懐憲と澄寛(第二丁裏)、七月には澄寛と隆乗

(第十三丁裏) というように。六月廿六日には別会五師の專曉と玄親が衆徒使者となっており(第一三丁表、衆徒使者には三綱・別会五師の両方がなり得たようだが、本史料をみる限り三綱が二人ずつ順繰りに衆徒使者となっているケースが圧倒的に多い⁷⁾。懷憲が衆徒使者になった際は記事がやや具体的で、鳥羽まで船を使って上洛したり、朝廷からの回答を衆徒に披露する場が大湯屋であったり、興味深い記述がある。強訴という衆徒の直接行動にまで発展しない日常的な寺訴においては、主として三綱がメッセンジャーとなつて南都と京を往還していた実態がわかる。さらに八月には中宮(藤原禰子)参賀が北山殿で行われ、ここでも懷憲を含め三綱の半数が出仕している(第一四丁裏、第二〇丁裏)。このような三綱の頻繁な上洛を通して、三綱組織は宮廷内の諸情報を入手し共有していたと思われる、その結果、三綱の一員が記した日記に豊富な京周辺の記事が盛り込まれることにもなったのであろう。たとえば琵琶の玄上に関しては、元応元年八月二十一日に前木工権頭藤原孝重が玄上修理の賞として正四位下に叙せられており、この前後宮廷では玄上に関する話題でもちきりだったはずで、その情報を入手した懷憲がいちやく日記に書き留めたのであろう。

三綱により記された日記である以上『文保三年記』が興福寺三綱の職務実態を知る貴重な史料であることは言うまでもない。加えて、興福寺三綱が南都寺院社会においていかなる性格の存在だったかについても、貴重な見を提供してくれるのである。

永島福太郎氏は興福寺三綱について「両門跡の坊官又は侍が補せられた。中世に於いては相伝の職となつて居り、本寺に対しては単に得分の關係のみで、門跡の庶務に當つて居る」と指摘されている⁹⁾。おそらく室町期についての性格規定で、鎌倉後期の三綱とは異なる点も多いと思う。『文保三年記』に見る三綱は本寺の繁多な庶務

を精力的にこなしており、「本寺に対しては単に得分の関係」という評価は全く当たらない。しかし、三綱のトップの上座であった泰深に関しては注意すべきである。泰深のみに関しては『文保三年記』で寺務関係の活動がほとんどみられない。『興福寺三綱補任』によると泰深は建武五年（暦応元年、一三三八）八月に八四歳で死去しているから、文保三年では六五歳ということになる。すでに高齢に達していたため第一線から退いたとも考えられる。しかし、先述の通り泰深は大乗院の有力な坊官家出身であり、さらに元弘三年（一三三三）六月には大乗院の雑務職（御後見）に就任していることから、¹⁰ 文保三年段階ですでに泰深の立場は興福寺寺務よりも大乗院家政に大きくシフトしていたのではないか。この点で「単に得分の関係」という三綱の名譽職化が、上座泰深については適合していた可能性がある。

興福寺三綱が「中世に於いては相伝の職となつて」いたという指摘に対しては、先述の『鎌倉遺文』¹⁷¹⁸ 文書（第一四丁表）が参考となる。「重代にあらざるの輩は向後容易に三綱に補任するべからず」という指示が、どのような経緯で発せられたかは不明だが、三綱職の門閥化が進行していた状況が確認されよう。三綱職を輩出する母体が両院の坊官・侍層であるが、史料的には大乗院方でいくつかの有力な坊官家が鎌倉期に形成されていたことを確認できる。¹¹ こういった門閥・世襲化の前提として、「三綱〓坊官・侍」層が俗人的な家を営み、家業を継承する体制が形成されねばならない。『文保三年記』には、記主懷憲が、図らずもこのような三綱の「俗人」的性情を記述している箇所があり興味深い。

一 乗院良覚から東北院覚円への別当交替のため印鑑渡が十二月に行われることになったが、その際に権寺主の実舜が印鑑渡で重要な役割を果たす通目代に任じられた（第三六丁表）。彼の伯父源実が十一月一日に死去し（第

四〇丁表)、実舜は軽服であったにもかかわらず通目代になったことを、記主懐憲は痛烈に批判している。「僧侶には軽服は無い」というような、実舜を擁護する見解もあったようだが、それに対して懐憲は、印鑑は御神体に準ずべきもので、服忌中の者が運ぶことは不適切であるとし、「僧侶は律僧律侶の事なり。且つまた出世者は別事なり。三綱監僧は更に僧侶の限りにあらず。然らば即ち世家等在俗に準ずるの条子細無きものなり」と表明しているのである(第三六丁裏)。三綱が僧侶ではなく春日社神官と類似の俗人に準じた存在であったことを、三綱自らが臆することなく明言しているのである。この『文保三年記』からは、三綱の経寛が公然と妻帯していたことも確認できる(第三丁表)。「三綱_〓坊官・侍」層は姿は僧体でも実態は俗人であり、戒律を守る清僧としての学侶とは厳格に区別される存在であった。

本書は、中世南都寺院の体制を実務面で支える存在であった三綱の手になる日記であり、三綱の性格や職務内容を具体的に理解するための貴重な史料と位置づけることができるのである。

注

- (1) 八寫幸子「大乘院文書目録」(国立公文書館『北の丸』三五号、二〇〇二年) 参照。
- (2) 松蘭斎『大乘院寺社雑事記』に見える記録の構造」(中尾堯編『鎌倉仏教の思想と文化』吉川弘文館、二〇〇二年) によると、大乘院の坊官の日記がしばしば尋尊によって活用されているとされる。
- (3) なお、『興福寺三綱補任』に権都維那快乗の名が見えない理由について、森川英純氏より御教示を得た。すなわち、『文保三年記』の第八丁表に「快乗従儀師正月卅日任寺任権都維那了」とあり、第三二丁裏にも快乗に「寺任」の注記がある。快乗は「寺任」の三綱であり、長者宣による正式な補任手続きを経ていない、興福寺内での便宜的・

暫定的な任命だったと思われるのである。

- (4) 稲葉伸道『中世寺院の権力構造』(岩波書店、一九九七年)第七章「鎌倉末期の興福寺大乘院家の組織」三二〇頁、松蘭氏注(2)論文、大乘院文書を読む会「翻刻と研究『承元四年信円記』——京都大学附属図書館蔵」(堯栄文庫「研究紀要」六号、二〇〇五年)の河野昭昌「解説」、中野祥利『承元四年信円記』の諸問題」等の論考など参照。
- (5) 高山京子『中世興福寺の門跡』(勉誠出版、二〇一〇年)第二部第二章「門跡の組織」第四章「坊官の記録と門跡」参照。
- (6) 森下要治『『文保三年記』とその編者について』(広島平安文学研究会『古代中世国文学』二三号、二〇〇七年)においても、『文保三年記』が寺院文書である事実を見落としてしまっている。
- (7) 稲葉氏注(4)著書の第五章「興福寺僧集団の形成と発展」に「衆徒は別会五師を窓口として外部と交渉した」(二三三頁)とあり、衆徒使者は五師が務めるのが普通だと思いたい。『文保三年記』の実例は三綱の場合が多いことに注目したい。
- (8) 『統史愚抄』元応元年八月二十一日条等参照。
- (9) 永島福太郎『奈良文化の伝流』(中央公論社、一九四四年)第一篇第三章第三節「興福寺組織の概要」四八頁参照。
- (10) 拙稿「興福寺大乘院の雑務職について」(『鎌倉遺文研究』一二二号、二〇〇八年)参照。
- (11) 高山氏注(5)論文参照。
- (12) 稲葉氏注(4)著書の第四章「興福寺政所系列の組織と機能」で「別当就任時の重要儀式である印鑑渡で、通目代は印鑑を通庫から出し別当に渡す役割を果たす」(二〇五頁)とある。

【釈文】

(第二丁表)

祿物役懷憲 職掌獻盃役隆乘 範乘

座下範乘 初結二度役之

今年依町殿御一廻職掌拜之時御遊一向略之(畢カ)

第三獻畢之後予進參御前經南大床 人同隣間蹲踞

之時隨御氣色參賜御前被物一重於大床賜

一藹樂所蹲踞賜之懸扇三拜今日一者

朝葛不參其故者今年於内裏元日有舞

御遊仍左方伶人有沙汰上洛之間不及出仕

仍行政被責出畢樂人舞人都合五人出仕今年

祿物行政依爲出仕一藹賜之畢

(第二丁裏)

二日 三日 四日不出仕

五日寺家御吉書被行之午刻吉書於公文所

書之水原一帖厚帟一帖自納殿申出之公文目代

奉行裝束 宿裝束出仕三綱澄寛法眼 予于時修理目代 于時公文目代琳乘法橋

(後補表紙題簽)

〔文保元應之記〕 全

(補表紙)

〔文保元應之記〕

大乘院

(第一丁〔元表紙〕表)

〔文保三年記〕

大乘院

(第一丁〔元表紙〕裏)

〔文保三年正月一日朝拜〕

隆乘都維那于時通目代 範乘都維那 五人也加署於吉書

吉書正印事畢後通目代退場公文所之後居

八種菓宋懸盤 孟 居加居看二種・各器三獻之後出膳了公文

中綱同前繪懸盤 三綱役中童子二入 狩衣・下括 雜掌

好信法橋中綱膳貞意法橋云々

(第三丁表)

六日深雪下 七日所々講廻文到來□

八日心經會出仕廻文到來令合點畢禮智

除御勘氣實舜法橋了 奉行五師專曉

十一日心經會行之布施厚昏五帖世俗東金堂

各二百文送遣了使ちよ佛供灯明小頭役了

一經寬都維那依妻女死去 五句中之間被

除所々講廻請了仍不勤仕之去年十二月御

八講追物御免了依葬家也

今日予出仕了裝束袍指貫上括白裳白五帖

袈裟童子召與了御幣心經等隨身了

(第三丁裏)

五師方出仕于時奉行 專曉 乘幸 玄親 以上三人也

範承 好乘 出仕

一十三日通目代事於澄寬法眼畢結構之引出物先在

油二升下文曳之了 澄寬 圓範 予 琳乘

隆乘 範乘 出仕了會勾當泰舜雖令招請不去年

出仕

今年所々講布施厚昏五帖世俗用途事講

堂範乘都維那之分百五十文云々隆乘同前云々

但今年雜掌役之間不審也

一圓範法眼申云今年相當金堂畢仍布施

各三百世俗一口別二百都合一人別□

(第四丁表)

處二百五十之條先例也今五十可□

子細之間今年和市高々之間不相似前々□

以熟食可被沙汰之間度々問答之處請僧□

退散了云々此外堂童子分百文都合

三貫六百送遣了云々語申之予去年致

沙汰之分世俗二百五十也都合三貫九百五十今年

如此令減少之間記之

一正月十八日申刻東大寺八幡宮御入洛依兵庫關

違亂也自窮冬彼寺貽訴訟雖奉入神輿於大佛殿

無御裁許之間及入洛畢裏頭四五輩武者

少々供奉云々廿日寅刻御京着於衆徒者十九

(第四丁裏)

自法性寺邊逃去畢神人等頂戴神輿進

發之處於七條河原武士蓋屋一黨檢斷奉行歟最前馳向

奉防禦・神人一人打殺其外被疵之輩三四輩衆徒兩人擲了後日追放了

如此散々奉防之間振棄神輿於河原神人等

逃去了仍十九日入夜奉入神輿於蓮花王院

御堂云々

正月廿二日衆徒蜂起始也寅刻於大湯屋

鳴貝已刻役廻恒例祈禱等事可遂行之旨

合議了

長者殿下御初任去年十二月廿日蜂起止之三七日以後

蜂起畢上古者卅ケ日云々

今度三七日

(第五丁表)

食堂隱籠屋御宿

初日 正月廿六日 修理

第二日 廿七日 會所

第三日 廿八日 通所

第四日 廿九日 公文所

第五日 晦日 大夫法眼

第六日 二月一日 辨法眼 越中都維那

第七日 同二日 辨法橋 越前都維那

右、文保三年正月廿五日別會五師專曉

常樂會定出仕事

上座法眼

(第五丁裏)

越後、

大夫、

、

丹波法橋

美作都維那

越中都維那

越前、

來月一日巳刻任何各可被出仕于別當房者

正月廿九日

二月一日常樂會定被行之南御廊

五師方 專曉

于時奉行 玄親

好乘

已上三人 □

三綱方 澄寛法眼

予 琳乘法橋

□

(第六丁裏)

隆乘都維那 範乘、

五月十九日 經寛、

快乘權 □

於一乘院南御廊在之樂所皆參 將監 兵衛尉等

朱懸盤八種菓子 府生 懸盤繪

三綱五師皆參之後着座五師與座 三綱彌座 僧綱無圓座

其後申案内寺家出御平製袈于時手長房官

宗賢藏人寺主役送重成都維那 鈍色上括 御肴一 高器菓

子二高器 三綱朱懸盤無手長一乘院御例也 菓子八種 居肴一種 二合

初獻御盃三綱一藪于時參賜之 第二獻五師

一藪于時參賜之巡流了 于時役送重深

(第六丁裏)

硯并水原六七枚持之置奉行五師玄親前

常樂會頭々事申上之令清書讀上之了

樂所申上之後硯撤之次手長進參御盃

鈿等進之第三獻御盃三綱一藪參賜之

畢膳出之了樂所役人中童子二人下括

御前出之後入御三綱五師等退場公文所

五師端座三綱輿座令着座畢

常樂會請向參正印通目代隨役請向入羅

箱蓋隨身之公文目代之沙汰也五師三綱加署畢

正印之後請向賜寺侍畢羅箱蓋

(第七丁表)

公文目代所從畢

寺家御披露云宗專定延房母儀依不調

可儀絕之由・申之可在評定之由被仰出畢

奉行人範舜伊與公

評定云此此事惡行之次第先立有其沙汰

二親ヲ今不儀絕之條太以不審也然而可儀絕

由申之上者先可被許之但以前惡行之時モ

内通之令扶持音信之條令風聞之上者儀絕

之上猶令潛通者懇母儀可有沙汰之由可被

懇仰之旨評定了仍公文目代申入此趣之處

評定之趣被聞食之由被仰出了

(第七丁裏)

奉行五師第二獻畢之後進置寺家御盃第三獻之後

可申上頭々之由存之 而不進置御盃之以前申上

之條先例之由寺家御定在之仍任御氣色申

上畢其後第三獻御盃進之手長房官進參了

仍重記之

一實舜法橋前寺務之時公文目代也而依寺中掃除

事自一乘院家御勘氣文保二年十一月十四日今年文保三年正月八日

御看免之間定出仕畢籠居之間僅以三ヶ

月也

御勘氣中御八講追物所々講食堂夕ラニ酒

肴以下勤仕畢

(第八丁表)

經寬從儀師依妻女死去并籠御八講追物所

等被免除畢

一當年常樂會舞天圓範法眼琳乘法橋

二人出之畢

一快乘從儀師正月卅日任寺任權都維那了

二月八日圓範法眼 範乘都維那 衆徒使者上洛了

十一日下向了

寺訴八ヶ条

社頭造替事 禁野關事 犬上庄事

舞裝束料足事 行政五果事 吹田庄武家濫妨事

(第八丁裏)

實舜法橋寺恩被賜淺井庄畢經寬賀茂庄也

一常樂會之時報恩會行事範乘都維那快乘權

都維那入調出仕了依寺家御興行也宿裝束云々

寺家御出仕從僧三人靜舜法橋 實弘 宗賢

草座居箱下座役之

一三月一日南圓堂壇上有鬻死人頭也或說云獸鬻

也云々其形不分明仍堂童子代官自壇踏下了

自正面者南程非内陣外壇也

二日血壇上ニ多之仍令卜筮之處口舌兵

亂云々

(第九丁表)

凡於當堂者奉爲長者殿下殊有子細之間

謂長者之御慎歟 于時一条内大臣殿 寺家一乘院 良覺

寺中有祈禱食堂陀羅尼大般若一日造立

觀音等也幽贊論義在之・堂童子者清安兼貞也

一食堂タラ二十三日自分沙汰合手經寬都維那也

一於社頭宿所里人等招引白拍子酒宴過法之上

連歌遊宴無所憚之間爲向後可處罪科之由

有沙汰仰三方神人落書在之仍三月十日於大湯

屋披見之

白拍子六人

權一 彌益 メセ 春徳 藤松 辰 (衍九) 彌益

(第九丁裏)

里人四人

孫三郎 千手王 壽命 馬二郎

神人

延命禰宜季延 神守 辨才

已上三人

寺僧淨春房

行罪科了寺僧衆勸也 但權許止出了自餘無沙汰也 大行事沙汰依衆儀也

一 隆乘快乘衆徒使者上洛了三月廿八日

四月二日佛生會廻請到來加署了正權御判

五月十一日實舜經寬衆徒使者上洛了寺訴廿一ヶ条

(第一〇丁表)

一 四月十三日園城寺金堂供養被立勅(使カ)

被許中綱赤袈裟之間延曆寺令發向彼寺可

燒拂之由騒動仍武士警固三井寺洛中

動遙然而十三日供養事全無其儀之間長吏顯(播)并

僧正書進起請文於公家之間聊靜謐之處同十八日

勅使右中辨資朝參行遂供養之節云々仍騒動云々

一 四月廿日丑刻大乘院御堂燒失畢香火云々

部屋町同燒畢雜舍寢殿無爲禪定院殿

入御

(第一〇丁裏)

四月廿五日辰刻山門衆徒發向三井寺大

津在家并寺門堂舍佛閣僧房民屋不殘一

宇悉燒拂畢三井法師少々雖相戰被追

落了大鐘彌以隱立之後同五月一日偷運取

御室戸山僧少々被疵西搭讚岐堅者爲武士

被打云々寺法師悉逐電畢

五月七日五鉢不具死人ヲ鳥喰之禪定院捨

南向御学文所之縁畢仍七ヶ日觸穢最勝王講

又般若經等轉讀畢

又喰鳥髑髏捨丈六堂了仍重疊

(第一一丁表)

又御膳鳥喰了仍令卜筮之處御

一玄上爲盜人被取了而今年五月六日出現

其趣者七條玄海法印之許三三百文質物置

之一倍之後餌將入道兵衛八百文買之其後

伊與國住人志津河左衛門尉二貫文賣之天毘

琵琶造二令造直之而ヒ造取進鷹司殿北殿

之處玄上ニテ無之由被仰之天被出了其後

進九條殿了自九條殿被遣西園寺之時玄上

之條無子細之由被申了仍官人章房擲取

志津川左衛門尉并餌將入道等了玄海法印

ラハ武家有沙汰未擲取之依之官人章房

(第一一丁裏)

可有勸賞之由有其沙汰下賜院宣了

院宣云

玄上事傳自巨唐萬里之海備 朝瑞

之靈寶至于正和五年之曆於禁中令紛

失當代之始不被用神宴宸襟之底尤

所思食也而糺彈玄像之所犯召誡白波

之凶徒雖感 聖代之德化豈非追捕之殊

功乎偏是依 叡慮之至宜被行不次之

賞以此趣可令下知官人章房給者

院宣如此仍執達如件

五月七日 宣房

(第一二丁表)

謹上 別當殿

玄上事犯人即時被召取之條尤以神妙

院宣之趣言詞難及殊感悅不少者也

累代靈物相當御代出現尤珍重歟

周鼎出漢朝和漢雖異可相望歟

叡感之甚誠有其謂歟被引 聖明之

德化忽絕使局之面目相當不背之廳

務殊所自愛也委曲猶期面之狀如件

五月八日 判

主稅大夫判官硯下

(第一三丁表)

不及出仕稱所勞間予一人罷奇了

澄寬法眼出京都語申云氷室築地事申入衆徒

寺家之間御下知修理目代畢仍申入云氷室鳥

并以東者樂所沙汰之以西者自別當權別當以下諸

僧綱沙汰之由承及候上者寺家一圓御沙汰爲向後

可賜其例之由申入之間以此旨被披露衆徒畢

其後無申入云々

一六月廿五日臨時心經會被行之予不出仕

同廿六日別會專曉玄親爲衆徒使上洛了

(第一三丁裏)

七月日澄寬隆乘爲衆徒使者上洛了

(第一四丁表)

始中終沙汰次第載文保二年記了
非重代之輩向後容易不可補任三綱

間事被聞食了此條且不可限此

(第一二丁裏)

此院宣等文章其難多之云々章房勸賞

事後日有其沙汰更非忠節可被召返院宣

之由天下有口遊之間及御沙汰候云々

五月廿七日爲衆徒使者上洛畢同使澄寬

法眼乘船二艘屋形一艘 雜船一艘爲衆徒令下知修

理目代了至鳥羽南門差上了

寺訴廿四ヶ條廿八日申入了條々勅意去月

晦日被仰出候間以中使仕了則員申下南都

畢重令成事書三日已刻到來即申入畢

同夜勅答被仰之間四日下向了

七日予寄大湯屋條々之御返事披露了



方候歟今度被止烈訴之條神妙之由
所候也清玄謹言

十月十三日 清玄奉

非重代輩向後容易不可補任三綱

間事昨日^{十三日}御教書只今到來

即遣之候可相觸給候哉恐々謹言

十月十四日 泰深

(第一四丁裏)

八月七日^六以中綱舜兼公文目代相觸云來七日

立后同十三日可有中宮參賀之由内々被仰

下候爲用意内々觸申候以院宣被仰下之後

以廻請可觸申候也^{云々}仍相待之處十三日參

賀延引來十八日^{云々}

同十三日公文目代相觸畢 中綱禪智

今度御例寛元年中御例^{云々}參賀事定

人數廿一人^{云々}然而可隨時宜歟即寛元^{二八}

十九人也所司闕請^{二八}催僧綱也今度任^(寛元九)
例十九人可被催立之由寺家御沙汰候^{□□}

(第一五丁表)

御代官晴壽律師也

奉唱

可被參賀 中宮事

長官前大僧正

權別當法印權大僧都

上座法眼泰源

寺主法眼澄寬

寺主法眼圓範

權寺主法眼懷憲

權寺主法橋琳乘

權寺主法橋實舜

都維那威儀師隆乘

都維那威儀師範乘

(第一五丁裏)

都維那從儀師經寬

權都維那從儀師快乘

右來十八日可被參賀之状依例奉唱如件

元應元年八月十二日

僧綱廻請

奉唱

可被參賀 中宮事

良寛 法隆寺法印權大僧都奉

實源 學頭權大僧都奉

願昭 西大寺法印權大僧都奉
範宗 禪光院權大僧都

(第一六丁表)

大法師良曉奉

大法師專曉奉

大法師範承

大法師玄親

大法師順範

右來十八日可被參賀之状依例奉唱如件

元應元年八月十二日

廻請二通以禪智同相催了十三日觸之了

二通廻請公文目代成之中綱催之

(第一六丁裏)

誠無差事候之間久不申承候之處御札之

旨爲悅候十三日只今までハ無延引之儀候

三綱方領状候越後法眼越前都維那此外

皆以所勞故障候如此候之間面々當時嚴密

可有御沙汰之由其沙汰候仍内々被申候了

御上洛之段無御等閑之由承候目出候

人夫傳馬事往古參賀之時者無支

配之儀候歟然者向後可爲有他事候上者

御上洛之樣候者於人夫傳馬者可令申

沙汰候也 而又餅殿市法師事

(第一七丁表)

依爲餘事略候

八月十日

琳乘

辨法橋之咳氣更發之間難治候被實

檢敷將又被召起請文敷付多篇可依□

左右候云々 越中都維那胸所勞云々大夫

法眼ハ所勞之間先日付休養事出起

請文於衆中了云々辨權都維那此五六日

病愁全不食之間如當時令難治之由申候

(第一七丁裏)

元應元年八月十八日中宮參賀於北山殿被行

之去七日中宮入内同九日行啓北山殿同十三日

禁裏行幸北山殿十六日還御云々

予十七日上洛範乘都維那同道即同宿了十八日

朝公文目代以中綱幸藝相觸云今日參賀

時刻事相尋奉行中宮權大進之處西刻云々

各以申貝 定量可被參北山殿之由相觸了仍

西下刻參向乘輿四方大童子一人中間三人力

者六人裝束法服平袈裟

晴壽律師寺家御代官範承五師 範乘都維那

(第一八丁表)

參會北山殿南車宿由申之間即罷向□

可爲内車宿之旨申之間各參畢南向大門二口門

之内入自西門參會東頰車宿諸僧出仕

遲參顯昭法印實源大僧都公俊等也但至丑下

刻奉行資明不參後夜之後顯昭實源等

出仕仍皆參之由申入畢其後奉行遲參念

遺召之由被仰出使者歸參念參之由發狀了

及寅刻奉行入參畢窮屈過法諸人

同前歟緩急之條尤不可然也漸及刻限之時

公文目代當參之僧衆交名二通立文 無裏書

(第一八丁裏)

授權別當是八僧衆之一臈列立庭上之如立記之

時可授奉行自堂上令下向之時可授・之處先權別當一人從僧

ヲモ不召具進於中門邊其式無云甲斐次第也仰付之條候歟

然而數刻奉行不請取之中門外ノ立列之

時授之即奉行請取之畢權別當出仕御前

中綱四人幸藝 幸綠 御前仕丁二人國安 從僧

二人大童二人御前三綱事有無先例爲兩方

問今度不召具云々諸僧皆參之後可參之

由奉行承之時行列庭上中門外也自橋東綠立
西上北面立之

權別當法印顯親・良寬法印・顯昭法印 實源大僧都 範

(第一九丁表)

晴壽律師・已講良曉 于時別會 五師專曉 範承 玄親 □ □

俊慶得業 公俊得業列立次第
如斯 公俊得業 三綱方

立列次第北面上
西面立之澄寬法眼 懷憲、、 琳乘法橋

範乘都維那 經寬、、

人數事廿一人本式也然而式十九人十八人乃至

十三人等多增減隨時不定也而今度爲寬元文永

例之由被仰下之間可爲十九人之由被申了仍現所

勞輩ヲ被取進起請文了其分闕請小中座成業

也賴乘得業爲其隨一之處臨期故障無出仕之

間今夜之儀十八人也裝束違亂云々

(第一九丁裏)

列立之時斯時權別當授二通交名於奉行人資明畢

請取之參御前申入畢下向庭上小揖斯時

權別當爲前入自中門之內南庭列立西上
北面

三綱北面上
西面三綱之末座與出世者之末聊可引離

也書圖所察五人兼取儲松明中門下二廳官

祇候奉行之

祿物被曳之樣

春宮權大夫宰相中將於中門上請取祿物後被物一領下向

庭上授權別當退場東帶公俊得業自前退出

請取祿授從僧了次良寬法印以下 □ □

(第二〇丁表)

僧綱分 □ □ 分祿物中宮頭亮完成隆取之 □ □

良寬法印次顯昭法印以下奉行人資明取之

僧綱分皆後自被物一領自凡僧五師三綱祿物

藏人請取之曳之平絹四丈卷之授之畢但

三綱末三人經覽 籠乘 祿絹不足畢仍祿物

遲々追可被送之旨役人申之自末座退出了

祿物等乍立於庭上曳之請取之畢

公文目代沙汰分今度人夫傳馬三人悉沙汰遂

上洛人々了 予三疋三人賜之自餘同前寺家

仰云三綱方爲本可送之若有餘分者少々可

(第二〇丁裏)

支配僧綱等之由被仰出了御前中綱仕丁等賜之各

加用中綱一人幸重仕丁一兩召具之了賴乘

得業不參之間交名於當座書改之進覽了

三綱不參輩上座 泰深法眼 圓範法眼 實舜法橋

隆乘都維那 快乘權、、、皆稱所勞不上洛書進

起請文云々五師經實下向關東畢一乘院御使也

(第二一丁表)

關東使者二階堂 佐々木佐十行海 大道賢親

奏聞事書云潤七月廿九日京着披露畢同八月十一日廿木日奏聞敷

一南都北嶺寺社 領悉可被召目六事

一赦訴防制事

一山門貫首門首(主力)并僧綱衆徒住山事

一非職兵杖禁制事

一號無門主凶徒事

一關所事

赦訴條々

一神輿事

一神事抑留事

(第二一丁裏)

一神木事

一閉籠事

一寺社燒失事

一佛寺抑留事

一合戰事

已上其法而可有其沙汰

下禁制兵杖寺社等

延曆寺 興福寺園城寺東大寺醍醐寺新熊野

東大寺

以下可被下院宣事

三井寺張本

聖護院 見蓮房 韓圓 卿阿闍梨 中院住

甲斐殿 倫藝 中院

(第二二丁表)

圓滿院 蓮融房 行豪 大夫阿闍梨

出雲堅者 俊泉 南院住

藏人 尊朝 南院住

山門與園城寺闢亂張本内韓圓倫藝念可被

召出武家之由

御氣色所候也以此旨可令申聖護院宮樣仍執達

如件

八月十二日 定房

大納言法印御房

山門與園城寺闢亂張本内定祐澄詮澄春

念可被召出武家之由 御氣色所候也仍言上如件

(第二二丁裏)

八月十一日 定房奉

謹上 天台座主僧正御房

山門與園城寺闢亂張本内直因 豪譽念

可被召出武家之由御氣色所候也以此旨可令申

青蓮院宮樣仍執達如件

八月十一日 定房

内大臣法印御房

張本交名

禪智房 憲承 妙法院 圓林房 昌憲

勝林房 木有 竹中 菩提院 頓學房 承長

南岸院 澄詮 座主 金輪院

(第二三丁表)

善提院 妙光房 源祐

青蓮院 上林房 □

青蓮院 妙法庵座主
井上房 直圓 山本房 定祐

妙法院 源快 菩提院 妙觀房 仙村

以上十二人

秋季御八講追物支配事

初日

政所 上座法眼泰深 寺主法眼圓範
權寺主法橋琳乘 都維那威儀師隆乘
都維那從儀師經寬

(第二三丁裏)

第二日

權政所 寺主法眼澄寬 權寺主法眼懷慈
權寺主法橋實舜 都維那威儀師範乘
權都維那從儀師快乘

第三日

五師所

第四日

中綱

右任例支配如件

元應元年八月廿三日

秋季御八講初日追物支配事

(第二四丁表)

龍門寺廿七前 龍蓋寺廿□前

吹田庄廿七、 狹山庄廿七、

狛野庄十二、 田村庄十九、

鯨江庄十一、 犬上庄 八、

吉殿庄十、 笠庄 八前

三ヶ庄十二、 猪名庄 二、

澤良宜庄二、 溝杭庄 二、

新屋庄 一、 足力庄 三、

小岡庄 三、 三俣戸庄四、

朝倉庄 二、 綺庄 一、

瓶原庄 一、 濱崎庄 一、

(第二四丁裏)

谷河庄 一、 龍泉寺 三、

湖庄二、

已上二百十四前

右來九月四日辰初點可被寄社頭移殿邊之

狀如件

元應元年八月廿三日

秋季御八講追物支配事

初日

政所 隆見房擬講

第二日

權政所 三位已講

右任例支配如件

元應元年八月廿

(第二十五丁表)

五師寄足ハ

訓英已講 實乘、、重覺、、五人五師 隆乘威儀師

泰舜從儀師 慶寬、、

(第二五丁裏)

東使兩人行海賢親 奏聞條々元應元閏七廿八

一山僧門主并上綱以下止洛陽之經廻可移住本山事

依公請雖被召置可被定日限

一春日社并日吉社興福寺延曆寺等所領等知行之

由緒并寄附之次第可注給事

一諸寺諸社訴訟雖帶理訴及赦訴并合戰放

火等者永可被棄捐事

一非職兵杖一切停止事

一南都大乘院一乘院御和與事

(第二六丁表)

一諸寺住侶背寺務亂惡張行之時武家

取事

一關所事關東施行之外可停止之

一當社神人等可注賜名帳事

(第二六丁裏)

十三日合議云淀關一升米内五合米被止了

社頭遊藝無足之間可及大訴候仍來十七日

祭禮以下佛事神事令抑留了且今夜移殿等

可致料理沙汰之由令下知社家候了云々然而終

夜自寺家被催學侶集會候也以神事可行也

於寺訴者可被執申候之由被宥問答了

淀升米事十七日如元不可相違被付寺社了此^{上者}

來廿七日可^執行祭禮之旨衆徒催滿寺集會

申合之處九月廿七日祭禮施行之條先例不

分明之上者可爲十一月十七日之由返牒了云々仍

延引了一説云九月廿七日施行有先例

(第二七丁表)

不詳歟九月廿七日可行之由

間即延引畢之由社家記在之云々然者旁

可宜之由滿寺評定了云々

同來廿四日可被行御八講追物可令用意而又

祭禮十一月延引了之由十九日公文日代相觸之^{使中綱有縁}

御八講自九月廿四日被行之季行事^{覺清}追物

三十前沙汰返了之内^{十八前沙汰庄役}

一文保二年衆分^{十二前生料各六十文}和布二帖請了^{十月四日使春王}

專曉五師御八講曳物蘿箱一合仰百五十帖了

(第二七丁裏)

政所

左近將監伯則葛

右人補任樂頭職如件

元應元年九月卅日

別當前大僧正法印大和尚位^{御判} 權都維那從師^(從儀師)

權別當法印大和尚位權大僧都^判 都維那從儀師

上座法眼和尚位 都維那威儀師

寺主法眼和尚位 都維那威儀師

寺主法眼和尚位

(第二八丁表)

權寺主法眼和尚位

權寺主法橋上人位

權寺主法橋上人位

一 昏書之使中綱禪智即加判了

支配 大垣修理事

合

二間 龍門寺

二間 龍蓋寺

二、修理所

二、會所

一、通所

一、公文所

二間 吹田庄

二、狹山庄

(第二八丁裏)

一間 三ヶ庄

一間 狛野庄

一間 田村庄

一間 河南庄

半間 吉殿庄

一間 鯉江庄

一間 犬上庄

一間 笠庄

半間 岡田庄

半間 谷河庄

半間 安吉庄
物部庄

半間 湖井庄
淺井庄
奉

半間 賀茂庄
大住庄

半間 日高庄
小岡庄

半間 三俣庄
足力庄

半間 藤原庄
京南庄

半間 澤良宜庄
濱崎庄

半間

(第二九丁表)

溝杭庄

已上廿六間半 間別七貫文定

右任支配之旨來月十五日以前可被致

沙汰之状依 政所仰支配如件

元應元年九月日

使中綱禪智進奉了十月一日相觸了

(第二九丁裏)

維摩會門々宿直支配事

南大門 上座法眼
越中都維那

西不開御門 越後法眼
越前都維那

西御門 大夫法眼
三川權都維那

西穴口 辨法橋

東不開御門 公文法橋

北御門 辨法橋

東穴口 美作都維那

東御門 護監

右任例支配如件

元應元年十月四日

(第三〇丁表)

越後法眼

大夫法眼

辨法眼

辨法橋

美作都維那

越前都維那

明日凡躰可令出仕給之状如件

十月十五日

中綱禪智相催了

(第三〇丁裏)

來十三日慈恩會追物支配事

修理所八前 會所八前

通所四前 公文所四前

吹田庄六前 狹山庄六前

田村庄三前 狛野庄三前

鯰江庄三前 犬上庄三前

淺井庄二前 笠庄三前

吉殿庄二前 三ヶ庄三前

岡田庄二前 賀茂庄一前

大住庄二前 □□庄二前

(第三一丁表)

三俣戸庄二前 足力庄一前

谷川庄一前 測庄一前

小岡庄一前 瓶原庄一前

濱崎庄一前 猪名庄一前

味舌庄一前 新屋庄一前

澤良宜庄一前 溝杭庄一前

龍泉寺一前 綺庄一前

右任例支配如件

元應元年十一月一日

二前致沙汰了追物八種饗一膳二升五合

十三日酉刻送進畢

(第三二丁裏)

十一月十七日若宮祭施行九月式日依淀關連亂
延引實者依流馬鎧不足也

雨下及午刻
雨止畢出仕三綱澄竟法眼 圓範、予

琳乘法橋 隆乘寺任 快乘 五師專暁于時奉行

玄親 順範

辰一點競馬二疋送遣南大門之處中綱

幸有相觸云談天門女院內表御母儀去十六日

西刻崩御之由今朝寅刻被申被申云々寺家

仍有集會可隨其左右先各可罷歸之由相

觸之間歸來也云々然而諒闇之條主

(第三二丁表)

仰下之間如本式可行之由衆議評定□

忿可出仕之由申之間午刻出仕畢奉行□

出仕之後有評定以幸藝中綱申入寺家候今日

祭禮之次第不存先規候間儘可奉行御沙汰

申入了御返事云女院崩御事有其說然者

可為諒闇之由兼有沙汰候上者少々略定之條不

可有相違歟之由被仰出畢且先規相尋社

家之處不存知之由申之仍此趣以幸藝披

露衆徒之處祭禮渡物等省略之條且有評定

可承候也且又衆中二も致評定可治定之旨

(第三二丁裏)

返答了仍評定之處寺官等文永諒闇之時被略

之分馬長競馬田樂猿樂相撲也由琳乘

披露了之内少々可略之由有評定之處申刻許

勅幣之官使下向即進覽之間衆徒合議

云爲諒闇者可省略之旨雖有評定只今官使

下向之上者無其儀歟然者今日儀如前々被

執行也諒闇令治定者明日後宴等可略

之歟之由被相觸寺官西假屋之間議後日沙汰之時

官使下向者非無會釋早可任衆議之旨返答

畢仍無省略之儀行之及西下刻競馬

(第三三丁表)

退出了

若省略之様ナラハ相撲ノ裏手發手

外ヲ可略歟之由有衆議

寺官評定ニ競馬ノ番一御馬ノ外可略之

猿樂相撲此三ヶ条・可略之由粗有評定然而官使

到來之間付之無略儀如本式行之畢

後日略之畢候人繼幸律師
乘幸已議

十二月四日中綱幸有來申云今年二月兩堂

寶帳布事一條殿新長者被下之 錢布支配事

(第三三丁裏)

西金堂七段公文目代進之此條每度例也

東金堂者六段近例也而當目代八段進之條

違亂分明也云々然而難治之由雖申之目代以外

腹立於彼違亂者公文中綱給分等可減少之

由以驚内々問答之間七段進之畢八段之由

雖被申之不進之間不被出返抄而止了云々

仍公文目代得分錢布兩堂分十四段也

一十二月十一日戌刻一乘院寺務御辭退即奉納印鑑

於寺庫畢通目代隆乘隨役畢但談天門

女院御母儀去十一月十六日崩御力之間當

(第三四丁表)

下諒闇也仍卅ケ日天下□□也而今□□

納者卅ケ日中也御奉納之條先規太不□□如此之時

明年元三寺門時節佛事勤行次第止可

記之

印鑑奉納之時通日代随役畢裝束法服表
袴平袷袢

護監朝葛進代官畢木守仕丁取松明

奉入畢云々

(第三四丁裏)

東北院僧正
今月廿一日三度長者宣御使下向即實舜

法橋出仕長吏房之由申之間予出仕然而及夜

刻不下着之間三綱中綱等退散畢

廿二日戌刻御使下着之間出仕三綱 澄寬

法眼 圓範、予 琳乘 實舜 範乘

以上六人出仕了 隆乘經寬京上云々

夜刻被請取長者宣申次圓範□□上座
鈍色下括

請文賜之退場之後快兼美作等主
鈍色袷袢袢上括經

東廊東縁道下立庭上凡下^ハ於閑所□□

被物可随役之處無其儀候間鷺目之□□

(第三五丁表)

歸^{ニハ}取被物賜之了次白布五端可有□□

人之處中童子取之間且又違先規之□□

條三綱等有沙汰以實舜法橋内々申畢第二

度^{ニハ}被置了 小使祿物单衣一領自

庭上中童子^{實專之童云々}止括取之賜畢白布三端<sup>在
下文</sup>

同賜之 長者宣敷布役人泰源 少納言房云々

第二度 第三度 子細同前

今夜奉行人尊經^{得業} 每事可奉行之

處爲御請文之執筆之間祇候御前仍一向

無奉行之仁之間如此際出来可謂違例歟

(第三五丁裏)

公文所前立部自元無之間被申合菩提山

殿之處被曳幔之條不可有子細之由被計仰

間今夜幔二帖公文所南去一間餘
東西行曳之 三度長者宣

事畢御使退出之後撤公文所前之幔被曳

中門前庭上爲被書見參也仍三綱書見參

筆師英繼禮延房
中殿 書之畢三綱退出目代事

今夜被補之奉行人尊經得業純色竿立仰之

修理澄寬法眼
通實舜法橋 公文琳乘法橋

如此被補之會所目代事上座不出仕之間不仰之

翌朝定以御教書被仰之歟

(第三六丁表)

一通目代事 實舜法橋輕服中也去十

伯父源實法眼死去畢仍補任當職之條可有〔權カ〕

事也然即文永十年四月十六日原殿〔乘院 信昭〕初度御

寺務被請取長者宣於一乘院之時上座泰經

權寺主法橋憲玄出仕畢而憲玄法橋被就通目

代畢而彼等輕服〔玄經法眼妹
在京都〕死去之間寺家無

御存知候上被補了彼等引隱輕服〔令〕出仕之條

不可然之由後日有御沙汰然而已被補之上者無力

トテ被閣畢此一代之外更無其例而今度

實舜乍爲輕服補任通目代之條爲寺務

(第三六丁裏)

不宜爲其身〔雖〕 非無憚如此及沙汰了此等子細

内々屬三藏院僧正雖申子細僧侶無輕服

之由入道猶以不及沙汰之上者勿論次第也之由

被返答之間無力者也且輕服〔ニテハ〕若宮祭

棧敷出仕憚之畢即今年實舜稱輕服

不令出仕自餘輩同前然者印鑑〔ヲハ〕准

神鉢之條無異論云寺務云目代定有子細

者歟僧侶者律僧律侶事也且又出世者別

事也如三綱監僧更非僧侶之限然即社家等

准在俗之條無子細者也明法等存此旨勤
有先蹤可謂不便々々

(第三七丁表)

三度長者宣請取之時役人申口持一人
敷布役一人中 □

但敷布役人者有無不定也一乘院家無之云々

被物三重 平絹本式也大使三度分

白布卅三端大使三ヶ度分十五端 小使三ヶ度分九端
副使三度分六端 敷布三度分三端

单衣三領 小使祿三度分

下文絹布已賜之大糧色數在昏

酒肴於便宜之辻堂等或生料下行之

今度被物以下祿物以代錢下行之白布一端別

四百卅文云々 今度祿物等以前祿ヲ被借販畢當座之

所見太以見苦者也

(第三七丁裏) (記載ナシ)

(第三八丁表)

内々事候之間不及立紙 □

狛野庄役注文自三藏院内々被申

旨候之間可進之由候也此式目不分明候

欺但定御存知候欺且又彼事ハ三藏院

注文候上者御不審事候者可有尋御

沙汰候哉恐々謹言

十二月廿四日 尊經

辨法眼御房

印鑑之時公文中文綱酒肴事委承了

寺恩之地如此之御役勤仕之條可有其

(第三八丁裏)

難事候之間一重申入所存候許候

但以別儀被仰之旨先立及御沙汰候

なる上者早可加下知候爲當庄之所役

條無披露之樣候者可爲本望候且可

得御意候哉恐々謹言

十二月廿四日

懷憲

尊得業御房

狛野庄役

公文中綱酒肴八前 繪懸盤

印鑑廿六日辰刻

(第三九丁表)

印鑑之時

・狛野庄所役注文給預了先當庄

條畏存候所役事子細可參申入候

且可得御意候恐々謹言

十二月廿四日

懷憲

即以圓舜申云三藏院寺務之時狛野庄

給主憲順法橋也 爲 雜掌足之條無異論

寺恩之地經公文沙汰之條無其例又可貽後難

間難治也且又可爲何樣哉之由令申之處

尊經得業申入云自餘寺領未及支配之間

(第三九丁裏)

經公文足無足之上狛野事可申付之由存定

間依無餘日令觸申了且又三藏院寺務之時

致其沙汰候歟之間先申許也於向後者不可申候

且又可爲別儀候上者可有沙汰之條可宜之旨

被申之間申合三藏院之處致沙汰之條可宜

候被申候之間領狀了

明旦公文中綱酒肴事以此旨可令申候

諸事未定事等候之間始支配無左右難成立

候歟今度事者任三藏院注文之心可令觸申之由

其沙汰候之間背本式事等多候也比與

御狀之趣能々可存知候恐々謹言

(第四〇丁表)

十二月廿五日

(尊力)
□□

先不可有相違之由御領狀之條

悦入候々々

十二月廿六日午刻被渡印鑑於東北院所司澄寛

護監朝葛彼役了 通目代實舜輕服也去十一月一日伯父源實法眼死去

西金堂着座御前三綱隆乘範乘祿貞綿各二屯貞水例云々 同中綱

六人祿青赤各三百文無差異

御前手長圓範上座 御盃專俊 鳥口琳俊

所司役手長 快憲 役送 專俊 琳俊

護監役春千代丸下括 案主役乙菊丸

(第四〇丁裏)

硯役在敷幣快盛 續昏役快憲 丹水役快憲

護監祿快憲 案主祿乙菊丸

印箱白袈裟快盛快憲 鑑箱專俊 大鑑琳俊

国立公文書館所蔵『文保三年記』

以上

一御前九 本物

吹田庄役

一 所司膳并案主二人膳修理目代最 乘專得業最

一 護監膳并寺侍六人膳狹山庄役 壽經得業最

一 公文中綱八人膳狹山庄役 但今度寺恩之問申子細處可爲別儀云々仍沙汰返

以上

(第四一丁表)

一 印鑑之時修理會所各十端白布代五百但布也 通公文各五

一 龍門龍蓋各 被物一重

一 奉納印鑑箱於脇戸庫之後兩堂戒師召仰之

一 兩堂々司并咒師今度不召仰之依憲寛大御勘氣也

一 中綱權任賢舜補任狀進寺家了任料一貫也

一 西金堂御着座在御誦經 導師乘幸已講

御前三綱二人不進御前 同中綱六人 從僧三人鈍色裝々々

大童子三人今度略中童子之旨依諒聞敷

(第四一丁裏)

卅日大供於寺家行之生料也

印鑑之時警蹕一向止之畢

西金堂御着座之時御前中綱不進御前

朝拜之時同不及警蹕御前三綱祿貢納一屯
於中綱腰括者依訴訟如普通下行了

職掌拜之時舞樂止畢一者祿於閑所賜之
不及所司役

例祿等如例養膳

此等儀依天下諒闇被略之畢

犬上庄役中小綱五畝六石 當給主祐實伊與房下行畢

〔付記〕今回の史料翻刻は、独立行政法人国

立公文書館の許可を得て行ったものです。

掲載について快諾いただいたことに深く感

謝の意を表します。